

# 労務 ROAD

## 海外勤務者の報酬の取扱いについて

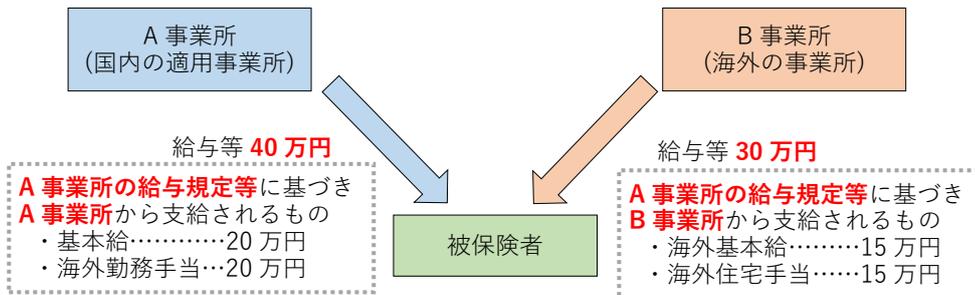
日本国内の厚生年金保険適用事業所での雇用関係が継続したまま海外で勤務する場合、出向元から給与の一部（全部）が支払われているときは、原則、健康保険・厚生年金保険の加入は継続します。

この時、国内の適用事業所と海外の事業所の双方から給与等が支給される場合、**海外の事業所から支給される給与等**が、標準報酬月額算定の基礎となる「報酬等」に含まれるのが問題となります。

この点について、日本年金機構は以下の基準と具体例を示しています。

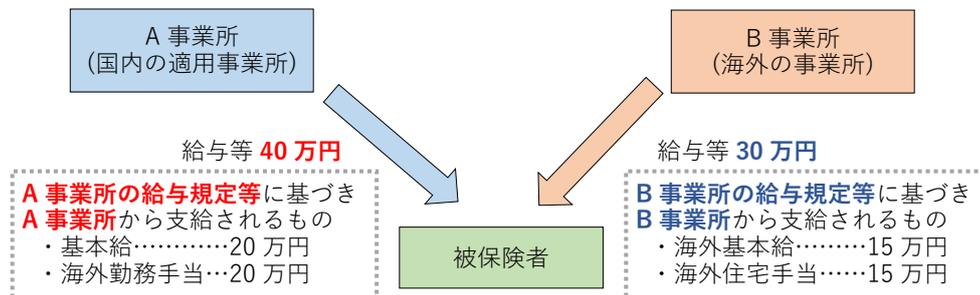
- 労働の対償として経常的かつ実質的に受けるもので、給与明細等に記載があるものについては、原則、全て「報酬等」となります。
- 海外の事業所から支給されている給与等であっても、適用事業所(国内企業)の給与規定や出向規定等により、**実質的に適用事業所(国内企業)から支払われていることが確認できる場合は、その給与等も「報酬等」に算入することになります。**

### 具体例①：海外の事業所から支給される給与等を「報酬等」に算入する場合



- B 事業所から支給される給与等が、**A 事業所の給与規定等**に基づき、**実質的に A 事業所から支給されていることが確認できる場合は、A 事業所と B 事業所から支給される給与等の合計 70 万円が「報酬等」**になります。

### 具体例②：海外の事業所から支給される給与等を「報酬等」に算入しない場合



- **A 事業所の給与規定等**に基づき A 事業所から支給される給与等 **40 万円**が「報酬等」になります。
- **B 事業所の給与規定等**に基づき B 事業所での労働の対償として直接支給される給与等 **30 万円**は、**適用事業所から支給されるものではないため、「報酬等」には含めません。**

【日本年金機構より】

上記の具体例①②に当てはまらない場合や、ご不明点等につきましては、弊社担当までお気軽にお問い合わせ下さい。

VOL.824  
(2210-5)



〒541-0054  
 大阪府中央区南本町  
 2-6-12  
 サンマリオンタワー16F  
 TEL:06-6224-0264  
 FAX:06-6224-0265  
 H P: <https://k-s-j.net/>  
 編集：平原・姚・茅原・石田

社長が入れる  
 労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、  
 06-6224-0480 まで！

育休が終わり、春から復帰した平原（旧姓：矢尾）です。ベビーカーよりも歩くよりも抱っこが大好きな息子。日々重くなる息子に鍛えられ、11kgを抱っこ紐に入れて1万歩でも2万歩でも歩けるくらい体力が付きました。最近は「男の子だから」ととくに勧めたわけでもないのに、いつの間にか働く車・電車が大好きな「THE・男子」になっていておもしろいです。

（平原）



## 11月労務スケジュール

- ・ 年末調整の準備
- ・ 過重労働解消キャンペーン (11/1～30)
- ・ ねんきん月間 (11/1～30)